



県章

滋賀県公報

令和4年(2022年)
1月14日
第274号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

保安林予定森林の通知(森林保全課).....	1
通知の相手方が知れない保安林の指定施業要件の変更に係る掲示の要旨(森林保全課).....	2
生活保護法による医療担当機関の指定(健康福祉政策課).....	2
生活保護法による医療担当機関の廃止の届出(健康福祉政策課).....	2
児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定(障害福祉課).....	3
道路区域の変更(道路保全課).....	3

○ 公 告

湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書に対する知事の意見の公告(環境政策課).....	4
都市計画変更の図書の写しの縦覧公告(下水道課).....	5
建設業法に基づく営業の停止処分の公告(監理課).....	5
甲賀北地区工業団地土地区画整理事業換地処分公告(都市計画課).....	6
一般競争入札の公告の取消し公告(情報政策課).....	6

○ 農業農村振興事務所公告

土地改良区定款変更認可公告(大津・南部).....	6
---------------------------	---

○ 病院事業庁公告

落札者決定の公告.....	6
---------------	---

告 示

滋賀県告示第11号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

令和4年1月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 保安林予定森林の所在場所 長浜市西浅井町八田部字高尾174(次の図に示す部分に限る。)、146-3、146-4、150、152から155まで、157から160まで、162、166から168まで、168-1、169、169-1から169-3まで、169-5、170から172まで、175、175-1、176-1、177、178、178-1、179、179-1、180、181、181-1、182、182-1、183、183-1、184、192、193、207-1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第12号

令和3年農林水産省告示第1025号で告示のあった保安林の指定施業要件の変更について、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により、当該森林の所有者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を多賀町役場の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和4年1月14日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 犬上郡多賀町大字佐目字ロクロ木10-95、字洗谷236、247
- 2 通知の内容の要旨 令和3年農林水産省告示第1025号のとおり

滋賀県告示第13号

令和3年農林水産省告示第1030号で告示のあった保安林の指定施業要件の変更について、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により、当該森林の所有者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を多賀町役場の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和4年1月14日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 犬上郡多賀町大字小原字北坂262、263
- 2 通知の内容の要旨 令和3年農林水産省告示第1030号のとおり

滋賀県告示第14号

令和3年農林水産省告示第1567号で告示のあった保安林の指定施業要件の変更について、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により、当該森林の所有者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を日野町役場の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和4年1月14日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 蒲生郡日野町大字奥之池字状山19-26
- 2 通知の内容の要旨 令和3年農林水産省告示第1567号のとおり

滋賀県告示第15号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療担当機関として、次のものを指定した。

令和4年1月14日

滋賀県知事 三日月 大造

医療機関の名称	開設者の氏名 または名称	医療機関の所在地	指定年月日
やまのうえ薬局	有限会社メディネット 代表取締役 瀧川政邦	蒲生郡竜王町山之上5572	令和3.10.1

滋賀県告示第16号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定に基づき医療扶助のための医療担当機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和4年1月14日

滋賀県知事 三日月 大造

医療機関の名称	開設者の氏名 または名称	医療機関の所在地	廃止年月日
やまのうえ薬局	有限会社メディネット 代表取締役 瀧川政邦	蒲生郡竜王町山之上1247-3	令和3.9.30

滋賀県告示第17号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として、次の者を指定した。

令和4年1月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号
放課後等デイサービス ひなた	湖南市岩根363-14坂下ビル 1階	合同会社つばみ	甲賀市水口町 牛飼953番地	放課後等デイサービス	令和4.1.1	2552300127

滋賀県告示第18号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和4年1月14日から令和4年1月28日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年1月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区 間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
県道	木之本長浜線	長浜市森町字一本木352番2地先から 長浜市森町字一本木354番地先まで	変更後	最小 7.0m ┆ 最大 50.5m	48.6m	道路改良工事に伴う道路区域の変更
		長浜市森町字一本木352番2地先から 長浜市森町字一本木354番地先まで	変更前	最小 6.6m ┆ 最大 20.3m	40.4m	
		長浜市森町字六反田355番10地先から 長浜市森町字六反田363番3地先まで	変更後	最小 7.2m ┆ 最大 19.7m	117.4m	
		長浜市森町字六反田355番10地先から 長浜市森町字六反田363番3地先まで	変更前	最小 6.2m ┆ 最大 7.8m		
		長浜市森町字雲垣423番地先から	変更後	最小 11.8m ┆		

	長浜市森町字十三440番6地先まで		最大 18.2m	116.4m
	長浜市森町字雲垣423番地先から	変更前	最小 7.4m }	
	長浜市森町字十三440番6地先まで		最大 11.8m	199.3m
	長浜市相撲町字郷地1907番地先から	変更後	最小 17.8m }	
	長浜市祇園町字八ノ坪21番3地先まで		最大 42.4m	
	長浜市相撲町字郷地1907番地先から	変更前	最小 8.0m }	
	長浜市祇園町字八ノ坪21番3地先まで		最大 33.8m	

公 告

湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書に対する知事の意見の公告

湖北広域行政事務センター 管理者 若林正道（以下「事業者」という。）から送付のあった湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理施設整備事業（以下「本事業」という。）に係る環境影響評価準備書について、滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）第18条第1項の規定に基づき、事業者に対して環境の保全の見地からの意見を令和3年12月27日に述べたので、同条第4項において読み替えて準用する同条例第9条第6項の規定により公告する。

令和4年1月14日

滋賀県知事 三日月 大造

本事業に係る環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に対する環境の保全の見地からの意見については、次のとおりである。

本意見に対する検討の経緯および内容については、環境影響評価書（以下「評価書」という。）で適切に記載すること。

1 全般的事項

- (1) 評価書の作成に当たっては、準備書における誤植および不整合のある箇所を修正するとともに、できる限り平易な表現を用い、専門用語については必要に応じて注釈を加えることなどにより、住民にとってより分かりやすい内容となるよう努めること。
- (2) 焼却施設の最も基本的な諸元である焼却方式が確定しておらず、バイオガス化施設などその他の施設の諸元についても未確定な部分が多く、準備書の段階においても、熟度が低い事業計画となっている。
このため、事業計画が確定した段階で、地域住民等にその内容を速やかに示す等情報公開に努めること。
- (3) 事業計画の熟度が低いため、焼却方式や排ガス処理の違いにより、煙源条件や発生する廃棄物の内容が異なるなど、予測条件に大きな違いが生じる可能性がある。しかし、準備書には十分な説明がないまま、単一の条件における予測評価結果のみが示されており、審査をする上で不十分な内容となっている。また、騒音の予測評価の妥当性を確認するために必要な情報が記載されていない。
このため、評価書の作成に当たっては、各環境要素についての予測条件を確定すること。やむを得ず予測条件を確定することができない場合は、必要に応じて複数の条件下での予測評価を行い、その結果を評価書に反映させること。また、予測評価に係る必要な条件に関する情報については、可能な限り評価書に示すこと。
- (4) 事後調査の計画について、十分な知見や事例のある予測手法を採用していること、予測の不確実性が小さいこと等から事後調査は実施しないこととされているが、事業計画の熟度が低く、予測条件自体に不確実性があるため、事後調査実施の必要性について再検討すること。

2 個別的事項

- (1) 大気質 ダウンウォッシュ(煙突ダウンウォッシュ)およびダウンドラフト(建物ダウンウォッシュ)に係る予測について予測手法や予測条件の整理が不十分な箇所があるため、風速条件やバイオガス化施設・斎場等との複合影響等について再検討すること。

焼却施設に白煙防止設備を導入しない場合は、類似施設での白煙の発生頻度などの知見を参考に、白煙による影響について明らかにすること。

粉じん等の環境保全目標値として設定された値はスパイクタイヤ粉じんを対象とした目標値であり、予測評価の結果が整合している場合であっても環境影響が小さいとは限らないため、事業を進めるに当たっては適切な環境保全措置を講ずること。

- (2) 騒音 施設稼働時の騒音予測について、壁等に適用した部材の透過損失や吸音率の内容が記載されていないため、予測評価の結果の妥当性を確認するために必要な情報を適切に記載すること。

- (3) 動物・植物・生態系 動物や植物への影響の程度を示す予測結果区分について、影響の程度の根拠が不明確なため、事例の引用や現地調査の結果を踏まえた定量的な解析など、科学的な根拠に基づき予測および評価すること。

動物の予測について、ナゴヤダルマガエルなど対象事業実施区域内で繁殖が確認されているにも関わらず、影響がないとした評価は誤りと考えられるため、予測結果の区分を見直すこと。

水生生物の環境保全措置における指定希少種の保護において、指定希少種であるナゴヤダルマガエル以外の種についても、移殖作業中に確認された水生生物については可能な限り移殖すること。特に移動能力が低い両生類等に配慮すること。また、移殖の時期・方法・場所等の情報について具体的に明記すること。

法面等の緑化に当たっては、地域の植物を用いるなど、生態系に影響を及ぼすおそれのないよう留意すること。

- (4) 景観 法面等の緑化については、景観への環境保全措置としても重要であるため、樹種の選定においては、生態系に影響を及ぼすおそれのないよう留意するだけでなく、風土や歴史性などについても考慮に入れること。

今後決定する詳細な施設配置や建物の形状、色彩などに関する情報を基に、周辺環境との調和やスカイラインへの影響などに配慮すること。

- (5) 伝承文化 伝承文化におけるヒアリングについて、追加調査等による補完が必要な場合は適切に実施し、その結果を評価書に記載すること。

- 3 その他 本事業の実施に当たっては、各種法令等を遵守するとともに環境の保全に配慮し、必要に応じて関係行政機関と十分に協議を行うこと。

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

湖南市が令和4年1月6日に変更した大津湖南都市計画下水道に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和4年1月14日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所

滋賀県琵琶湖環境部下水道課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県南部流域下水道事務所 草津市矢橋町字帰帆2108番地

建設業法に基づく営業の停止処分公告

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定により次に示す処分を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和4年1月14日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 処分をした年月日 令和4年1月4日

- 2 処分を受けた者 有限会社昭和設備工業

代表者 代表取締役 小島義弘

主たる営業所の所在地 大津市二本松5番13号

建設業者の許可番号 滋賀県知事許可(特-29)第10347号

- 3 処分の内容 建設業法第28条第3項に基づく営業の停止命令

- (1) 停止を命ずる営業の範囲 建設業に係る営業のうち、公共工事に係るもの

(注) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)または建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

(2) 停止を命ずる期間 令和4年1月18日から令和4年2月16日までの30日間

4 処分の原因となった事実 有限会社昭和設備工業が、平成29年4月30日、平成30年4月30日、平成31年4月30日、令和2年4月30日および令和3年4月30日を審査基準日とする経営事項審査において、完成工事高の水増し等の虚偽の申請を行い、これらの申請を行うことにより得た経営事項審査結果通知書を滋賀県に提出したことにより、滋賀県がその結果を入札参加資格審査に用いた。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

甲賀北地区工業団地土地区画整理事業換地処分公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第1項の規定により、甲賀北地区工業団地土地区画整理事業について換地処分があった。

令和4年1月14日

滋賀県知事 三日月 大造

一般競争入札の公告の取消し公告

令和3年12月21日付け一般競争入札の公告(モバイルノートパソコン等の購入に係る一般競争入札)を取り消す。

令和4年1月14日

滋賀県知事 三日月 大造

農業農村振興事務所公告

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、真野北部土地改良区の定款の変更は、令和4年1月4日に認可した。

令和4年1月14日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 小森 信明

病院事業庁公告

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、滋賀県病院事業庁の物品等または特定役務の調達の特例を定める規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第19号)第13条の規定により公告する。

令和4年1月14日

滋賀県病院事業庁長 宮川 正和

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 磁気共鳴断層撮影装置 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県立総合病院総務課 守山市守山五丁目4番30号 電話 077-582-5031
- 3 落札者を決定した日 令和3年12月15日(水)
- 4 落札者の氏名および住所 キヤノンメディカルシステムズ株式会社滋賀支店 大津市中央3丁目1番8号
- 5 落札金額 129,250,000円(税込)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和3年11月2日(火)

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、滋賀県病院事業庁の物品等または特定役務の調達の特例を定める規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第19号)第13条の規定により公告する。

令和4年1月14日

滋賀県病院事業庁長 宮川 正和

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 生体情報モニタリングシステム 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県立総合病院総務課 守山市守山五丁目4番30号 電話 077-582-5031
- 3 落札者を決定した日 令和3年12月16日(木)
- 4 落札者の氏名および住所 エア・ウォーター・リンク株式会社 京都府京都市伏見区竹田向代町132番地1
- 5 落札金額 77,000,000円(税込)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和3年11月5日(金)

